

遠野産品ブラッシュアップ事業募集要領

1 目的

遠野産品を活用した新商品開発等に取り組む事業者に対し、開発等に要した費用を支援することで、本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図る。

2 内容

対象者	次の（１）から（４）までのいずれにも該当する者としてします。 （１）本市のふるさと納税返礼品提供事業者又はふるさと納税返礼品提供事業者となる見込みがあるものであって、市内に事業所を有する法人又は個人であること。 （２）この事業を活用して開発等を行った製品等を本市のふるさと納税返礼品として登録すること。 （３）市税等の滞納がないこと。 （４）対象経費に関し、この要領以外に国、県及び市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けている者又は受ける見込みがある者でないこと。ただし、当該他の制度に基づき補助の対象とならない費用の部分が、本要領に基づく対象経費となる場合は、その部分についてのみ、この要領の対象とする。
対象事業	次に掲げる事業としてします。 （１）ふるさと納税の返礼品を新たに開発する事業 （２）既存の物産品等を改良し、ふるさと納税の返礼品とする事業 ※令和6年2月9日（金）までに商品完成が予定されている事業に限ります。
対象経費	別表に定める経費について支援を行います。
商品開発支援	原則、1商品につき上限50万円としてします。

3 申込手続

申込方法	対象事業を行おうとする者は、別紙「遠野産品ブラッシュアップ事業提案書」に必要事項をご記入の上、「4 募集期間」に定める期限までに下記担当まで提出してください。
支援事業の認定時期	提出された書類の審査を行い、認定の可否を決定し、通知します。

4 募集期間

期間	【一次募集】 令和5年6月19日（月）から令和7月18日（火）まで 【二次募集】 令和5年7月25日（火）から予算額に達するまで
----	---

5 担当部署

遠野市産業部産業企画課 電話62-2111（内442）

【別表】

謝金・旅費	商品開発のため招聘する専門家経費
材料費	商品試作に要する材料購入費
外注費	外注加工費、商品写真の撮影委託費、商品紹介の文章作成委託費
デザイン料	ラベル、パッケージ、チラシ等のデザイン料
印刷代	ラベル、パッケージ等の印刷費、チラシ・リーフレット等の印刷代
モニター調査費	体験プログラム開発やメニュー開発に係る調査費等